

「地震について」

5月5日の午後、能登を震源とする大きな地震が発生しました。大きな揺れと、スマートフォン上の警告音に驚かれた人も多かったと思います。私も自宅におり、当初は穴水町で震度5弱との情報も流れ、慌てて役場庁舎に向かいました。庁舎にはすでに職員が集まってきており、情報収集を行っていました。

この地震では、珠洲市で震度6強が観測され、大きな被害がでしたが、穴水町において人的、物的被害は確認されませんでした。

しかし、続く余震、そしてここ数年にわたり能登で頻発している地震による、土砂の流失、建物の損傷、農地への被害が起こることへの警戒を強めなければならないと思います。

今、地震発生から4週間が経とうとしています。一番被害の大きかった珠洲市では、着々と復興に向けて進んでおり、5月23日には珠洲市の被害を局地激甚災害の指定との報道があり、これで復興に向けて加速がつくような印象です。

災害における国の被災者支援、被災地支援の形は色々あります。支援する対象は法律や条令などで細かな定めがあります。特徴的なものとして、対象エリアで「家屋の全壊が〇〇〇戸以上」や「公共施設の被害が〇〇〇円以上」など、一定の被害規模を要件とするものが多くあります。

国は、ある規模以上の被害について支援していきますという考え方です。法律の建て付け上

当然なのかもしれませんが、例えば、地震で住宅が全壊した人にとって、まわりの被害がどうであれ、住むところが無くなった現実は変わりません。

また、同じ被災規模であっても、エリアの違いで受けられる支援が異なる不公平感も出てきます。今回の地震は過疎地における局地的災害という、今まであまりなかった形だと思います。

地震に限らず、大雨、台風、大雪など自然災害がいつでも起こりうる自治体としては、問題意識をもって行動していきたいと思っています。

今回の珠洲市の復興支援として、穴水町からも消防士や保健師、技術系の職員を数名の派遣をしました。今後も近隣自治体として、状況に応じて適切な支援を行っていきます。

Mayor Column Vol.14

町長コラム

筆 おもむくままに

穴水町長 吉村 光輝

